### 解雇規制と労使コミュニケーション

労働市場制度改革研究会ワークショップ

2008年4月4日 一橋大学経済研究所 神林龍

#### 全体の構成

- 1. はじめに
- 2. 日本の解雇規制の成り立ち
  - ① 教科書的概説
  - ② 判例法理を形成した事件の内実と法理の役割
- 3. 1990年代後半以降のリストラ~労働市場の変化
  - ① 整理解雇の増加
  - ② 労使紛争の減少
  - ③ 訴訟行動の変化
  - ④ 紛争の個別化と労働市場の変容
- 4. 総合労働相談コーナー・労働審判制度の登場
- 5. まとめに代え

### 1. はじめに

- 労使コミュニケーションの役割
  - 不況期の労働組合組織率の低下
  - 団体交渉時の交渉力以外の要因
  - (解雇)紛争という側面からみた労使コミュニケーションのあり方を考える

### 2. 日本の解雇規制の成り立ち

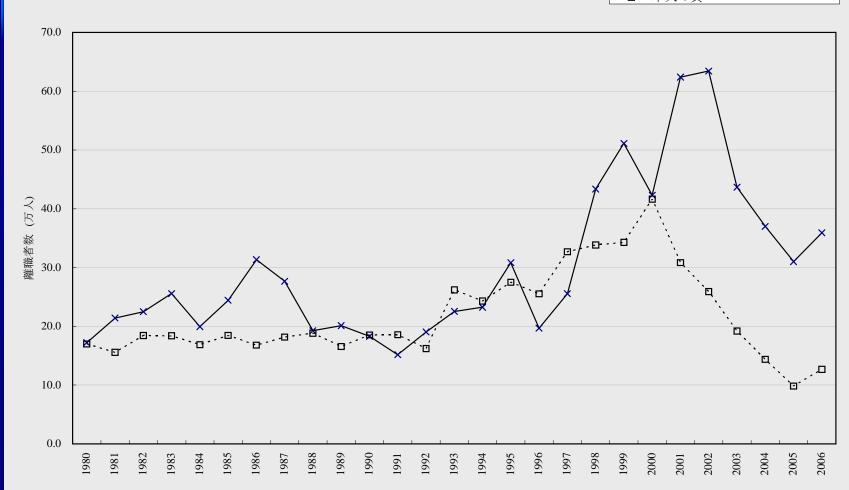
■解雇権濫用法理・整理解雇法理を形成した事件の内実

- -集団的紛争
- 少数組合差別との関連
- -80年代以降、判例法理も労使コミュニケーションの正常化を指向(=手続き重視)

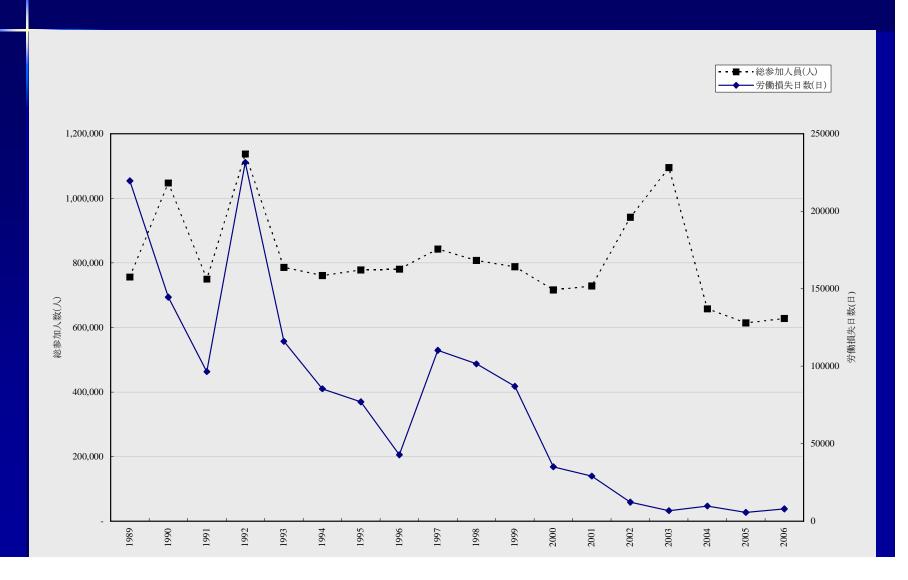
### 3. 1990年代後半以降のリストラ ~労働市場の変化①

---- 出向・転籍を除いた経営上の都合

- ロ 本人の責



### 3. 1990年代後半以降のリストラ ~労働市場の変化②

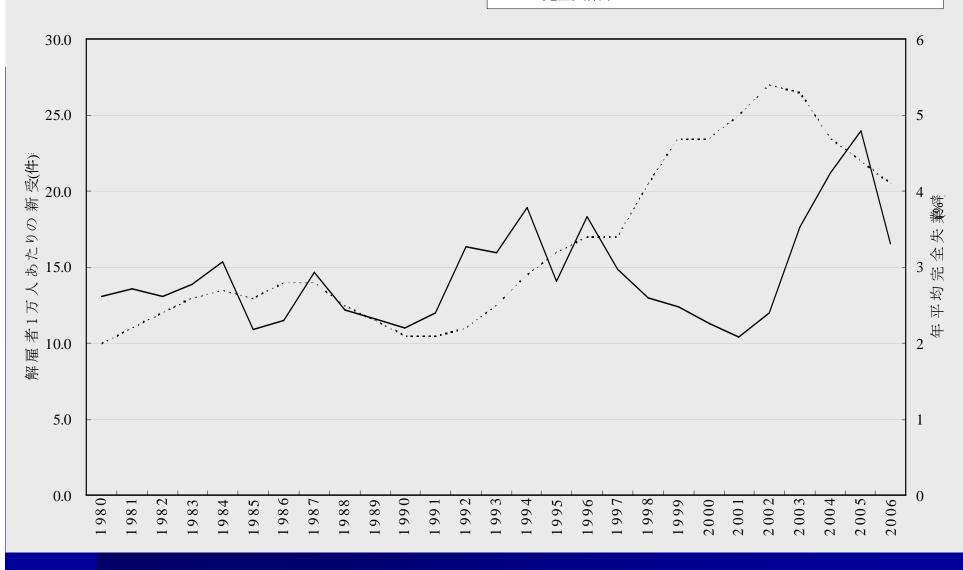


# 3. 1990年代後半以降のリストラ ~労働市場の変化③

- 解雇者1万人当たり、解雇事件地方裁判所新受件数(通常訴訟+仮処分)
  - 1997年まで
    - ■20件前後、高失業期↑、低失業期↓
  - 1998~2002年まで
    - Q. 失業率急上昇なのに、訴訟比率はかえって低下?
  - 2003年以降
    - Q. 失業率低下なのに、訴訟比率はかえって上昇?

--- 解雇者1万人あたり解雇事件新受件数(通常訴訟・仮処分合計)

----- 完全失業率



# 3. 1990年代後半以降のリストラ ~労働市場の変化④

- 紛争の個別化の進行
  - 2000~2004年東京地裁解雇事件(全509件)
  - うち整理解雇事件55件
    - 単独訴訟37件
    - 不当労働行為主張8件、労働協約違反主張2件
  - 1975~85年までの『判例体系』
  - うち整理解雇事件54件
    - 単独訴訟21件
    - 不当労働行為主張28件、労働協約違反主張15件
  - ←産業構造や雇用管理方法の変化

- 2001年10月の解説以来、相談件数は増加し、2004年以降 安定。解雇者1万人あたり1000件程度の相談
- 相談件数1万件あたり
  - 通常訴訟提起数:2002年146.1件→2006年89.4件
  - 仮処分提起数:2002年184.6件→2006年68.2件
  - 斡旋にいたった案件を母数としても、この傾向は不変。
- 個別相談窓口による「数量」の増加(掘り起こし効果)
- 紛争に至る比率は(実は)減少傾向を維持

		民事上の個別労働紛争に係る相談の件数							
	査」による解	総計(万件)			斡旋申請受理数(件)				
	■ 雇者数(力人)	雇者数(万人)		雇小計		解雇小計			
	(a)		(b)	(b)/(a)*10000		(c)	(c)/(a)	(c)/(b)	
2002年4月~2003年3月	89.3	10.3	3.2	363.3	3036	1439	16.1	443.4	
2003年4月~2004年3月	62.9	14.1	4.7	750.2	5352	2471	39.3	523.8	
2004年4月~2005年3月	51.4	16.0	4.9	954.4	6014	2519	49.0	513.8	
2005年4月~2006年3月	40.8	17.6	5.2	1283.9	6888	2838	69.6	541.8	
2006年4月~2007年3月	48.6	18.7	5.1	1050.0	6924	2823	58.1	553.2	

	解雇関係地方裁判所新受件数 (件)										
		通常訴訟				仮処分					
	(d)	(e)	(e)/(a)	(e)/(b)	(e)/(c)	(f)	(f)/(a)	(f)/(b)	(f)/(c)	(d)/(a)	(d)/(b)
2002年1月~2002年12月	1,073	474	5.3	146.1	0.33	599	6.7	184.6	0.42	12.0	330.6
2003年1月~2003年12月	1,112	530	8.4	112.3	0.21	582	9.3	123.4	0.24	17.7	235.7
2004年1月~2004年12月	1,090	573	11.2	116.9	0.23	517	10.1	105.4	0.21	21.2	222.3
2005年1月~2005年12月	981	507	12.4	96.8	0.18	474	11.6	90.5	0.17	24.0	187.3
2006年1月~2006年12月	804	456	9.4	89.4	0.16	348	7.2	68.2	0.12	16.5	157.6

- 2006年4月1日~2007年3月末日
- 申立:1163件
- 終局919件
  - うち調停成立644件
  - うち審判162件(うち67件異議申立なし)
  - 解決率約8割
  - 平均審理期間74.2日
- 概ね成功か?

- 終局919件のうち地位確認454件(49.4%)
  - 通常訴訟: 概ね2割程度
  - 仮処分:概ね8割程度
  - 必ずしも解雇無効を勝ち取る前提のもとで緊急性が高い案件だけではないのかもしれない。
  - 調停成立75.1%
  - 通常訴訟・仮処分における和解比率が4~5割程度 (取り下げを含めても6割程度)

■ 労働審判制度のもつ利益調整的側面

#### 5. まとめに代えて

- ■訴訟比率の継続的低下
  - 相談窓口による「数量」の増加
  - 労働審判制度による利益調整
  - 最終過程(訴訟)における法規範に対するチャレンジはない?
- 個別紛争における労使コミュニケーションは (必要)ないのか?